

通帳不発行口座<リーフぐち>特約

1. 特約の適用範囲

通帳不発行口座<リーフぐち>（以下「リーフぐち」という）は、通帳を発行しない普通預金口座をいい、この特約は、リーフぐちを利用するにあたり適用される事項を定めます。この特約は、「普通預金規定(通帳発行省略用)」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われるものとします。

2. 取引明細表の取扱

リーフぐちの取引履歴は、当行が作成する普通預金取引明細表に記載してお渡しいたします。

3. 通帳発行口座からリーフぐちへの切替え

既存の通帳発行口座をリーフぐちへ切替えるときは、当行所定の切替申込書に届出の印章を押印して、通帳とともに提出してください。切替え手続き完了後は、切替え済みの普通預金通帳はご利用できません。

4. 特約等の変更

この特約の内容および関係規定の内容については、金融情勢その他諸般の状況の変化により変更することがあります。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。

5. 規定の準用

普通預金について本特約に定めのない事項については、預金規定の預金共通規定、普通預金規定(通帳発行省略用)、共通印鑑規定により取り扱います。

以上

2020年4月1日 改定